

空家の改修費等を一部補助します。

～浅口市空家利活用事業補助金～

空家の流動化を促進し、その有効活用による地域の活性化と本市への定住促進を図るため、空家の改修、修繕、補修等を行う人に対し、予算の範囲内において補助金を交付する事業です。

1.対象空家

一戸建て住宅で、市の空き家情報バンクに登録したもの、または売買・賃貸に関する不動産業者との媒介契約を締結したもの

2.対象者

- 対象空家の所有権を有する人または居住予定者（居住するために空家の売買契約又は賃貸借契約を締結し、実績の報告前に当該空家に住民登録を行い、5年以上居住すること）
- 市税等を滞納していない人
- 暴力団または暴力団員等でない人

3.対象事業

施工業者が行う次のすべてに該当する工事

- 補助対象事業費が30万円以上のもの
- 居住のための部分について、住居としての機能を回復または向上させたり、設備を改善したりするために行うもの

4.補助額

補助事業に要する経費の2分の1以内(千円未満切捨て)の額で、上限30万円

5.その他

- 補助金交付決定前に、工事の契約や着手をしている場合は、補助対象となりません。
- 関係法令を遵守してください。

6.手続き

補助要件の確認、現地調査及び提出書類のご案内のため、必ず事前にご相談ください。

7.事前相談の受付開始日

5月13日（月）から、本庁まちづくり課で受付開始します。

- 事前相談の受付後に、現地確認を行い、申請のご案内をします。

- ・受付は、今年度の予算に達し次第終了もしくは令和7年1月末日をもって終了します。
(予定件数：1件あたりの補助金が30万円の場合⇒5件)

8.必要書類

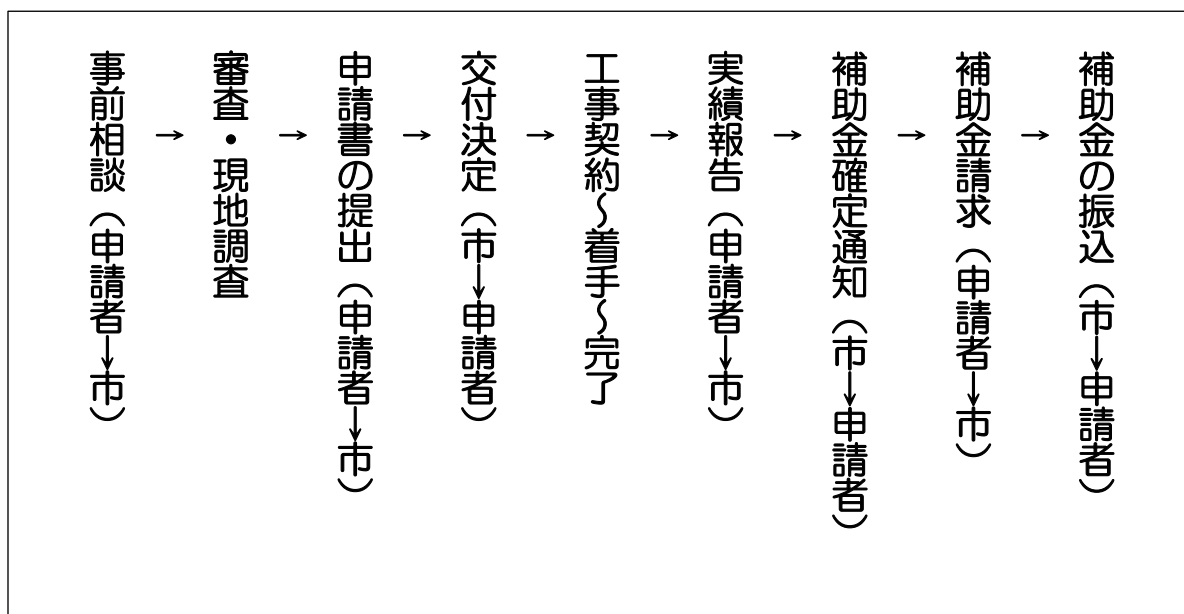
○ 事前相談

- ①浅口市空家利活用事業補助金事前相談票
- ②浅口市空家利活用事業補助金事前申出書

○本申請

- ①浅口市空家利活用事業補助金交付申請書
- ②浅口市空家利活用事業実施計画書
- ③補助事業に係る見積書・設計図等
- ④着手前の現況写真
- ⑤誓約書
- ⑥市税等の納税証明書（完納証明書）
- ⑦消費税等仕入控除税額確認書
- ⑧売買又は賃貸に係る契約書又は媒介契約書の写し
- ⑨その他市長が必要と認める書類
【空家居住予定者が申請する場合】
承諾書
【借用している人が申請する場合】
承諾書

9.補助金申請の流れ



【問い合わせ先】